

令和5年度 北上市技能功労者表彰 実施要領

北上市技能功労者表彰規則（平成15年6月13日規則第23号。以下、「規則」という。）第10条に基づき、令和5年度の北上市技能功労者表彰の実施に関し必要な細目を以下のとおり定める。

1 推薦を行うことができる者

推薦を行うことができる者（以下「推薦者」という。）は、北上市内に活動拠点（本社又は、工場、営業所等）を有する企業又は企業等が組織した団体等（以下「民間団体等」という。）の長とする。

2 推薦数

推薦者は、規則第2条に規定する表彰の種類それぞれについて、1つの職種※につき1名を推薦することができる。なお、1つの職種について女性を1名以上推薦する場合には、当該職種は2名までとする。

※別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）の表中「職種(2)」欄に掲げる職種

3 被表彰候補者

推薦者は、以下のすべての要件を満たす者のうちから被表彰候補者を選考して、市長に推薦するものとする。

- (1) 推薦者が長を務める民間団体等に所属すること。
- (2) 令和6年1月1日現在において、実務経験年数及び年齢が次のいずれかに該当すること。
 - ア 卓越技能功労賞 15年以上の実務経験を有し、かつ、年齢が満45歳以上。
 - イ 青年卓越技能功労賞 3年以上の実務経験を有し、かつ年齢が満25歳以上45歳未満。
- (3) 規則第3条に規定する技能者で、就業上の地位が、経営者、自営業者、家族従事者、雇用者のいずれであるかに関わらず、職務遂行に当たってその技能を現に有していること。

4 付属資料の提出

推薦者は、規則第4条に規定する書類に加えて、被表彰候補者の技能の程度、功績及び現役性を確認することのできる資料として、次の書類を市長に提出するものとする。なお、資料は、A4版紙面とし、返却を要しないものを提出すること。

- (1) 技能に関連する免許、資格を証明する書類（免許証、証明書等の写しなど）
- (2) 技能に関連する表彰状等の写し（表彰実績のある場合）
- (3) 技能に係る職務中の写真、作品・製造品の写真

- (4) 卓越技能を説明する資料（写真、図面等）
- (5) 新聞記事等の写し（ある場合）
- (6) 被推薦者が現に作業に従事している状況が確認できる写真

5 個人情報の取扱いについて

- (1) 提出書類に記載された個人情報は、被表彰候補者の審査及び表彰以外の目的には使用しない。ただし、被表彰者については、顕彰のために原則として、氏名、年齢、生年月日、住所（大字まで）、職種、就業先、技能功績概要及び顔写真を公表し、また、ホームページや広報紙等に掲載することとなるので、推薦者はあらかじめ被表彰候補者に説明を行い、同意を得ること。
- (2) 岩手県卓越技能者表彰に関し、北上市技能功労者表彰に被表彰者の中から県へ被表彰者の推薦を行う場合があるので、併せて同意を得ること。

6 推薦期限

令和5年9月22日（金）午後5時

7 表彰式の実施

- (1) 被表彰者の決定通知
被表彰者の決定については、市長から推薦者及び被表彰者に対して郵送で通知する。なお、被表彰者の決定は、令和5年11月下旬を予定している。
- (2) 表彰の方法
表彰式は、令和6年1月に実施する予定であるが、詳細については被表彰者決定時に通知する。